

## ○武雄市定住特区補助金等交付要綱

平成19年3月28日

告示第35号

### (目的)

第1条 この告示は、定住人口の増加により地域の活性化を図るため、本市以外に居住していた者が、本市の定住特区に転入することに対して予算の範囲内で武雄市定住特区補助金等(以下「補助金等」という。)の交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則(平成18年規則第46号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住特区 人口減少が著しいと認められる町又は地域で、人口の増加を図るとともに豊かで活力に満ちたまちづくりが特に必要と認めて市長が指定した区域をいう。
- (2) 定住 永住の意思を持って定住特区を住所地として住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録され、かつ当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (3) 転入 転入届を提出して他の市区町村から定住特区に移り住むことをいう。
- (4) 世帯責任者 世帯において主として世帯の生計を維持する者をいう。
- (5) 住宅新築 世帯責任者が自己の居住の目的で新たに定住特区に延床面積が66平方メートル以上の住宅を新築し、並びに付随する土地を取得(相続等が見込まれる場合を含む。)することをいう。
- (6) 空家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- (7) コーポラティブ方式 住宅新築希望者が集まり、組織を結成し、自ら居住する住宅をについて計画段階から各自の要望を取り入れながら設計し、住宅を取得する方法をいう。
- (8) 起業 転入世帯の世帯員が新たに事業を開始すること。

### (定住特区の指定)

第3条 市長は、昭和50年から平成17年までの30年間の人口減少率が20%以上である町又は地域を定住特区として指定する。

### (補助対象者)

第4条 補助金等の交付対象者は、前条に規定する定住特区へ定住する者で、この要綱の告示の日から平成22年3月31日までの間に当該定住特区へ転入をした世帯責任者とする。

(補助金等の種類及び額)

第5条 補助金等の種類及び額は、次表に掲げるとおりとする。

補助金等の種類	内容	補助金等の額
住宅新築補助金	定住特区に住宅を新築する場合	350,000円
空家活用奨励金	定住特区の空家を購入する場合	50,000円
	定住特区の空家を購入し増改築を行う場合	増改築に要する経費の2分の1を乗じて得た額(50,000円を限度とする。)
	定住特区の空家を10年以上の期間で賃借し、その空家の増改築を行う場合	増改築に要する経費の2分の1を乗じて得た額(50,000円を限度とする。)
定住奨励金	定住特区に住宅を新築し転入をした場合(ただし、延床面積が66平方メートル未満の住宅の新築の場合も含む。)	転入者1人当たり 100,000円
	定住特区に空家を購入又は賃借し転入をした場合	転入者1人当たり 50,000円

2 次の各号に掲げる場合については、次の各号に掲げる区分に応じ補助金等の額を加算する。

- (1) NPO等がコーディネートするコーポラティブ方式により住宅を新築した場合 住宅新築補助金に10万円を加算
- (2) 義務教育終了前の児童を有する場合 定住奨励金に児童1人当たり5万円を加算
- (3) 定住特区内で起業する場合 定住奨励金に10万円を加算

3 前項第3号に規定する加算の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域の資源を活用し、地域活性化に資する事業
- (2) 地域の潜在需要を掘り起こし、地域に密着したサービスを提供する事業
- (3) その他市長が適当と認める事業

(補助金等の支給制限)

第6条 前条に規定する補助金等のうち、複数の補助金等を活用する場合における世帯責任者への補助金等の支給総額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 住宅を新築し、転入を行う者 1,000,000円
- (2) 空家を購入又は賃借し転入を行う者 500,000円

(交付申請)

第7条 補助金等の交付を受けようとする者は、武雄市定住特区補助金等(住宅新築補助

金・空家活用奨励金・定住奨励金)交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅新築補助金にあつては、世帯責任者と世帯を一にする者についての住民票及び戸籍の附票の写し、土地及び建物の登記簿謄本、住宅建築請負契約書又は売買契約書の写し、誓約書(様式第2号)及びその他市長が必要と認める書類
- (2) 空家活用奨励金にあつては、世帯責任者と世帯を一にする者についての住民票及び戸籍の附票の写し、建物賃貸借契約書又は売買契約書の写し、誓約書及びその他市長が認める書類
- (3) 定住奨励金にあつては、住民票及び戸籍の附票の写し、誓約書及びその他市長が認める書類
- (4) 第5条第2項第3号で規定する起業に伴う加算にあつては、起業計画書(様式第1号の2)及びその他市長が認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請に基づき、補助金等の交付を決定し又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し武雄市定住特区補助金等交付決定(却下)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金等の返還等)

第9条 市長は、補助金等の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した補助金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金等の交付を受けた者が転入した日から5年以内に生活の本拠地を他の区域に移すこととなったとき、又はその新築した住宅を譲渡したとき。
- (2) 補助金等の交付を受けた者が提出した書類に偽りその他の不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が相当と認める事由があるとき。

2 前項第1号に該当することとなった場合は、次表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる額を返還しなければならない。

区分	返還する金額
1年以内	補助金等の全額
1年を超え2年以内	補助金等の4/5
2年を超え3年以内	補助金等の3/5
3年を超え4年以内	補助金等の2/5
4年を超え5年以内	補助金等の1/5

3 市長は前項の規定にかかわらず、補助金等の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、補助金等の全部又は一部の返還を免除することができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年3月28日から施行する。
- 2 この告示は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成19年告示第85号)

この告示は、平成19年5月31日から施行する。

附 則(平成20年告示第10号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。